

2011年3月4日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国商務部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第151号)

商務部、外商投資企業の審査・承認手続に係る規定を公布 ～クロスボーダーの人民元建て投資に関する手続も明確化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は2011年2月25日付で、『外商投資管理業務に係る問題についての通達』(商資函[2011]72号、以下、『通達』という)を公布しました。商務部は近年、外商投資企業に係る審査・承認権限の地方への委譲に関する規定を相次いで公布していますが、『通達』ではこうした動向に合わせ、関連する手続の明確化を図ったものです。また『通達』では、人民元の国際化に併せて徐々に規制緩和が進んでいる資本項目に係るクロスボーダーの人民元決済につき、外国投資家がクロスボーダーで中国投資を行う場合に人民元建てで実施する際には商務部の認可が必要である旨、明確化を図っています。

中国・国務院は昨年4月、『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号、以下、『意見』という)を公布し、外資導入政策に関する基本方針を明示。『意見』では外商投資企業の設立・変更に係る手続簡素化や外資による国内企業の合併・再編への参与奨励といった規制緩和策を掲げていました。

『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号)

- (16) 『外商投資産業指導目録』において投資総額(増資を含む)が3億米ドル以下の奨励類、許可類のプロジェクトは、『政府が認可を行う投資プロジェクト目録』において国務院関連部門が認可を行うと規定されているものを除き、地方政府関連部門が認可を行う。法律法規において国務院関連部門が審査・承認を行うと明確に規定されているものを除き、監督管理を強化する前提のもと、国務院関連部門は当該部門が責任を負っている審査・承認事項を地方政府に委譲し審査・承認を行わせることができ、サービス業領域における外商投資企業の設立(金融、電信サービスを除く)は、地方政府が関連規定に基づき審査・承認を行う。

国務院の方針を受け、商務部は昨年6月、『外商投資審査・承認権限の委譲に関する問題についての通達』(商資発[2010]209号)を公布し、投資総額(増資を含む)が3億米ドル以下の奨励類・許可類の外商投資企業に係る設立・変更事項は地方商務主管部門が審査・承認を行う旨、明確に規定しました(表1参照)。

【表1】 外商投資企業の設立・変更事項に係る認可機関（サービス業を除く⁽¹⁾）

投資総額	奨励類	許可類	制限類
3億米ドル以上	商務部 ⁽²⁾	商務部	商務部
5千万米ドル～3億米ドル	地方商務主管部門 ⁽³⁾	地方商務主管部門	
5千万米ドル未満			地方商務主管部門

(1) サービス業領域（金融、電信領域を除く）の外商投資企業に係る設立・変更事項は、法律法規において商務部が審査・承認を行うと明確に規定されている場合を除き、地方商務主管部門が審査・承認を実施。

(2) 国家総合バランスを必要としないものであれば、3億米ドル以上であっても地方商務主管部門が審査・承認を実施。

(3) 省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む）の商務主管部門および国家経済技術開発区のことを指す。

（『外商投資審査・承認権限の委譲に関する問題についての通達』（商資発[2010]209号）に基づき、中国アドバイザー部作成）

『通達』ではこうした外商投資企業の審査・承認権限の委譲などに伴う手続の変更点について明確にしたほか、『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』（商務部令2009年第6号）など、外商投資に係る現行の規定との整合性も図られています。

『通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 分公司の設立、出資に使用する設備の輸入リストに係る手続

専門規定において要求のない国内分公司の設立および出資に使用する設備の輸入リストに係る商務主管部門での審査・承認手続は、国务院が昨年7月に公布した『第5期の行政審査・承認項目の取消および調整に関する決定』（国発[2010]21号）により取り消されましたが、『通達』第1条第1項においても当該審査・承認について、「商務主管部門は審査・承認を行わない。外商投資企業は直接、関連部門で手続を行うことができる」とし、関連手続の明確化を図っています。

□ 外商投資企業の住所・名称変更に係る手続

『通達』第1条第2項では、外商投資企業が法定住所の変更（審査・承認機関の管轄を跨る場合を除く）、名称変更および投資家名称の変更に関する手続を行う場合、企業は工商登録の変更登記手続後から30日以内に、以下の書類を持参し、商務主管部門で届出手続を行うことができると規定しています。

✓ 申請書	✓ 企業権力機関の決議書
✓ 契約／定款の修正協議書	✓ 変更事項に係る証明文書
✓ 元の外商投資企業承認証書	✓ 変更後の営業許可証コピー など

また『通達』では、商務主管部門は上述の全部の資料を受領した後、直ちに企業のために外商投資企業承認証書を切替発給することができるとし、手続の効率化が図られています。

□ 外資による国内企業の合併・買収に関する手続

『通達』第3条では外資による合併・買収事項について、「取引額が3億米ドル以下の外資による合併・買収事項は省級商務主管部門が審査に責任を負うが、『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』（商務部令2009年第6号令）において商務部による審査が必要であると規定している場合、上述の限度額による制限を受けず、すべて商務部が審査管理に責任を負う」と規定し、外商投資に係る法規の整合性を図っています。

□ 国外投資家による人民元建て投資に関する手続

『通達』では、国外投資家によるクロスボーダーの人民元建て投資に関する手続についても規定しており、国外投資家がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元および国外で合法的に取得した人民元を利用して、中国での投資を実施する場合につき、「**省級商務主管部門はまず商務部(外資司)に書面で報告し、商務部(外資司)の回答・同意を得た後、関連手続を行うことができ、かつ認可証書には出資に係る通貨形式および金額を明確にしなければならない**」と規定し、クロスボーダーでの人民元建ての投資は商務部の認可が必要である旨、明確にしています。

なお、商務部の認可が必要な国外投資家によるクロスボーダーの人民元建て投資には、主に以下の業務が含まれます。

✓ 企業の新規設立	✓ 既存企業への増資
✓ 国内企業の合併・買収	✓ 貸付金の提供 など

中国金融当局は人民元の国際化に向けたクロスボーダー人民元決済の推進を図るため、資本項目における人民元建て決済の規制緩和を段階的に実施。今年1月には中国人民銀行が『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第1号）を公布。クロスボーダー貿易人民元決済が認められている地域において、人民元を利用した国外直接投資が可能であることを明確に規定しました。一方、外国投資家によるクロスボーダーの人民元建て投資については、現状、特殊案件として個別に関連当局での許認可が必要となっています。

『通達』の公布により、中国での直接投資や増資に充当する資金源の1つとして、人民元資金が利用可能である旨、明確となりました。この措置により、外国投資家が留保している人民元資金が、中国での直接投資や増資において運用可能となるなど、人民元の資本項目における規制緩和が着々と進展していることが伺われます。

ただし中国人民銀行などの金融関連当局からは、人民元建ての中国直接投資に係る規定がまだ公布されておらず、具体的な手続については、関連当局の運用動向を注視していく必要があります。

中国人民銀行は今月2日、2010年のクロスボーダー貿易人民元決済の累計金額が5063億元に達したと発表。また2011年にはクロスボーダー貿易人民元決済の試行地域を現在の20省市から全国に拡大する方針を示したほか、人民元建て外商直接投資の試験的な導入や、人民元の還流ルートの構築など、資本項目に関連する措置を段階的に実施する姿勢を示しています。

人民元の国際化の推進に向けた政府方針にあわせ、クロスボーダー人民元決済に関しては規制緩和が急速に進展しているため、人民元資金の運用での開放措置も含め、関連当局による今後の政策動向が注目されます。

□ 一部のサービス業領域に対する審査管理強化

『通達』第7条では、一部のサービス業における外商投資に対して、審査管理を強化する旨、規定しています。具体的には、以下のような専門規定によって管理が実施されている業種や大口資金の流入に関係する業種など。関連する業種については、今後の関連当局による運用動向に留意する必要があります。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ➤ 専門規定管理に関係する業種 | |
| ✓ ファイナンスリース | ✓ 国際速配達 |
| ✓ 広告 | ✓ 競売 |
| ✓ 省・市・自治区の範囲内における付加価値電信業務 | など |
| ➤ 敏感業種 | |
| ✓ 小額貸付 | ✓ 市場調査 |
| ✓ 信用格付 | ✓ 保安サービス など |
| ➤ 大口資金の流入に関係する業種 | |
| ✓ ベンチャーキャピタル | ✓ 持分投資および管理 など |

上述のほか、『通達』では国が発展を奨励する外資プロジェクト確認書に係る手続や、投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業などについて規定しています。

詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

中華人民共和國商務部

商資函[2011]72号

『外商投資管理業務に係る問題についての通達』

各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆建設兵団商務主管部門：

2010年、國務院は『第5期の行政審査・承認項目の取消および調整に関する決定』（国発[2010]21号）および『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010]9号）を公布し、外商投資審査管理権限の一部を省級主管部門に委譲し、外商投資審査・承認事項の一部を取り消した。関連業務をさらに遂行するため、ここに以下のように通知する：

1. 行政審査・承認事項の取消に係る管理

- (1) 専門規定において要求のない国内分公司の設立および出資に使用する設備の輸入リストに対して、商務主管部門は審査・承認を行わない。外商投資企業は直接、関連部門で手続を行うことができる。
- (2) 外商投資企業に係る法定住所の変更（審査・承認機関の管轄を跨る場合を除く）、名称変更および投資家名称の変更に対して、企業は工商登録の変更登記手続後から30日以内に、申請書、企業権力機関の決議書、契約／定款の修正協議書、変更事項に係る証明文書、元の外商投資企業承認証書および変更後の営業許可証コピー等に基づき、商務主管部門で届出手続を行うことができる。商務主管部門は上述の全部の資料を受領した後、直ちに企業のために外商投資企業承認証書を切替発給することができる。

2. 外商投資株式会社（上場会社）に係る管理

国内に上場している外商投資株式会社の承認証書には、外国投資家およびその株式を記載しなければならず、外国投資家による保有株式減少の変動累計が株式資本総額の5%を超える場合、商務主管部門に対して承認証書の変更を申請しなければならない。

3. 外資による合併・買収に係る管理

取引額が3億米ドル以下の外資による合併・買収事項は省級商務主管部門が審査に責任を負うが、『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』（商務部令2009年第6号令）において商務部による審査が必要であると規定している場合、上述の限度額による制限を受けず、すべて商務部が審査管理に責任を負う。

4. 国が発展を奨励する外資プロジェクト確認書に係る手続

外商投資企業の審査・承認権限に係る調整原則に基づき、投資総額が3億米ドル以下の奨励類外商投資企業のプロジェクト確認書は、省級商務主管部門が関連する法律法規に基づき手続を行う。

各地は、『外商投資企業の「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」に係る問題についての商務部の通達』（商資発[2006]201号）および関連する法律法規に基づき確認書を発行しなければならない。商務部は監督指導および検査を強化し、規定に基づかず遅滞なく届出を行わなかった部門もしくは規定に違反して確認書を発行した部門に対しては、改正もしくは取消を命じる。状況が深刻である場合、その確認書に係る発行資格を一時的に停止する。

5. 国外投資家の人民元建て投資に係る問題

プルーデンスに基づく監督管理を行うため、中国人民銀行および国家外貨管理局と協議の上、国外投資家がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元および国外で合法的に取得した人民元による中国での投資（企業の新規設立、既存企業への増資、国内企業の合併・買収および貸付金の提供等を含む）を申請する場合、省級商務主管部門はまず商務部（外資司）に書面で報告し、商務部（外資司）の回答・同意を得た後、関連手続を行うことができ、かつ認可証書には出資に係る通貨形式および金額を明確にしなければならない。

6. 外商投資パートナーシップ企業による国内投資について

投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業は国外投資家と見なし、それによる国内投資は外商投資に係る法律、行政法規、規則を遵守しなければならない。各級の商務主管部門は関連規定に基づき上述の企業に係る審査管理を遂行し、工商、外貨等の部門との連携および協力を強化しなければならない。

7. サービス業領域の外商投資に係る審査管理強化について

各級の商務主管部門は厳格に法律、法規およびその他の関連規定に基づき、外商投資サービス業に係る審査・承認事項に対して審査管理を行わなければならない。ファイナンスリース・国際速配達・広告・競売および省・市・自治区の範囲内における付加価値電信等の専門規定管理に関係する業種、小額貸付・市場調査・信用格付・保安サービス等の敏感業種、ならびにベンチャーキャピタル・持分投資および管理等の大口資金の流入に関係する業種に対して、省級商務主管部門は適切に職能を履行し、厳格に審査・承認を行い、同級の業種主管部門と密接に協力し、連携を強化し、問題があった場合は遅滞なく商務部（外資司）に報告しなければならない。

商務部

2011年2月25日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

中华人民共和国商务部
商资函[2011]72 号
《关于外商投资管理有关问题的通知》

各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆建设兵团商务主管部门：

2010 年，国务院发布了《关于第五批取消和调整行政审批项目的决定》（国发[2010]21 号）和《关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9 号），将部分外商投资审核管理权限下放到省级商务主管部门并取消了部分外商投资审批事项。为进一步做好有关工作，现通知如下：

一、 关于取消行政审批事项的管理

- （一） 对于无专项规定要求的境内分公司设立和进口作为出资的设备清单，商务主管部门不再审批，外商投资企业可直接向有关部门办理手续。
- （二） 对于外商投资企业法定地址变更（跨审批机关管辖的除外）、名称变更和投资者名称变更，企业在办理工商注册变更登记手续后 30 日内，凭申请书、企业权力机构决议、合同/章程的修改协议、变更事项的证明文件、原外商投资企业批准证书及变更后的营业执照复印件等向商务主管部门备案。商务主管部门收到上述全部材料后，即为企业换发外商投资企业批准证书。

二、 关于外商投资股份公司（上市公司）的管理

境内上市的外商投资股份公司批准证书应记载外国投资者及其股份，如外国投资者减持股份变动累计超过总股本的 5%，需向商务主管部门申请办理批准证书变更。

三、 关于外资并购的管理

交易额 3 亿美元以下的外资并购事项由省级商务主管部门负责审核，但《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令 2009 年第 6 号令）规定需由商务部审批的事项，不受上述限额限制，均由商务部负责审核管理。

四、 关于国家鼓励发展的外资项目确认书的办理

根据外商投资企业审批权限的调整原则，投资总额 3 亿美元以下鼓励类外商投资企业项目确认书由省级商务主管部门按有关法律法规办理。

各地要严格按照《商务部关于办理外商投资企业〈国家鼓励发展的内外资项目确认书〉有关问题的通知》（商资发[2006]第 201 号）及相关法律法规出具确认书。商务部将加强督导和检查，对于未按规定及时备案或违规出具确认书的部门，责令其纠正或撤销；情节严重的，暂停其确认书出具资格。

五. 关于境外投资者以人民币投资问题

为审慎监管，经商人民银行和国家外汇局，如有境外投资者申请以跨境贸易结算所得人民币及境外合法所得人民币来华投资（包括新设立企业、对现有企业增资、并购境内企业及提供贷款等），省级商务主管部门应先函报商务部（外资司），待商务部（外资司）复函同意后，方可办理相关手续，并需在批件中明确出资货币形式和金额。

六. 关于外商投资合伙企业境内投资

以投资为主要业务的外商投资合伙企业视同境外投资者，其境内投资应当遵守外商投资的法律、行政法规、规章。各级商务主管部门要按有关规定做好上述企业的审核管理，加强工商、外汇等部门的沟通与合作。

七. 关于加强服务业领域外商投资的审核管理

各级商务主管部门要严格按照法律、法规及其他有关规定审核管理外商投资服务业审批事项。对于融资租赁、国际快递、广告、拍卖以及省、市、自治区范围内增值电信等涉及专项规定管理的行业，小额贷款、市场调查、信用评级、保安服务等敏感行业，以及创业投资、股权投资及管理涉及大额资金流入的行业，省级商务主管部门要切实履行职能，严格审批，与同级行业主管部门密切配合，加强沟通，遇有问题及时向商务部（外资司）报告。

商务部

二〇一一年二月二十五日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。